

特定非営利活動法人 Ocean's Love

給与規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は就業規則に基づいて事務所スタッフの給与に関する事項を定めたものです。

(給与構成)

第2条 1. 事務所スタッフの給与構成は次の通りとします。  
給与は理事会によって、個人の就業体制によって決定する。  
月額固定給与、時間給など、個人によって異なる。

(給与の計算時期及び支払い)

第3条 1. 給与計算期間は前月1日から起算し当月末日に締め切って計算し、翌月月初に支払います。  
2. 給与は通貨又は銀行口座振込によって支給します。

(控除)

第4条 次に掲げるものは給与支払いの際控除します。

(1)法令で定めるもの

- ① 所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険料
- ④ 雇用保険料

(2)会社との協定によるもの

- ① 財形
- ② 生命保険料
- ③ 損害保険料
- ④ 会社の立替金の返済分
- ⑤ その他会社との協定によるもの

(非常時払い)

第5条 第3条にかかわらず社員又はその収入によって生計を共にする者が、次に該当する場合は、社員の請求により既往の労働に対する給与を支払います。

- ① 出産の場合
- ② 負傷又は疾病のための費用を要する場合
- ③ 天災その他災害を被った場合
- ④ 婚礼又は葬儀の費用に充てる場合
- ⑤ その他やむを得ない事情があると会社が認めた場合

(給与の減給)

第6条 1. 遅刻・早退・欠勤等により所定労働時間の全部又は一部を休業した場合に於いては、その休業した時間に対する基本給を支給しません。  
その際の給与は理事会において検討し決定する。

(日割計算)

第7条 給与計算の途中において月額固定給の社員が採用・休職・退職したときは、就業日数に応じて基準内賃金を日割計算して支払います。

## 第2章 昇給

(昇給)

第8条 昇給は毎年4月、年齢及び勤続年数の増加によって昇給を理事会で検討します。

## 第3章 諸手当

(通勤手当)

第9条 1. 社員が交通機関を利用して通勤する場合は、会社の承認した自宅から会社までの通勤経路及び方法により計算される所要額を所得税法上の非課税限度額内に於いて支給します。

2. 通勤手当の支給対象は、通勤距離片道2km以上の者とします。

3. 車両借入者には、通勤手当を支給しません。

(臨時休業の給与)

第10条 業務上の災害、その他会社の責めに帰すべき理由で臨時休業した場合は、その都度臨時休業の給与を定めます。

以上

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。